

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年3月15日

横浜市契約事務受任者
健康福祉局長 佐藤 広毅

1 契約の概要

(1) 件名

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(10万円、こども加算)給付事業に係る税台帳データ判定等業務委託

(2) 委託内容

- ア 判定プログラムの開発
- イ 税データの判定及び結果提供 ※基準日令和5年12月1日
- ウ その他業務
- エ プロジェクト管理

2 履行(納品)場所

健康福祉局総務部総務課臨時特別給付金担当、その他委託者が指定する場所、受託者の負担で国内に用意する場所

3 契約日

令和6年1月10日

4 履行日又は履行期間

契約締結日から令和6年2月29日まで

5 契約金額

6,083,000円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市西区高島1-1-2
富士通 Japan 株式会社 神奈川公共ビジネス部
部長 佐藤 拓

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

低所得者支援及び定額減税を補足する給付については定額減税の実施と併せて「個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯への給付」、「こども加算」等の一連の給付を実施する旨国が12月22日に成案を得たところです。

これを踏まえ、本市においても国の事務連絡をもとに低所得者支援給付（「個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯への給付」、「こども加算」）の取組を進めることとしました。

については、給付対象となる世帯の判定に必要な税台帳データの判定等に迅速に対応し、速やかに市民に給付金を給付する必要があったことから、当該随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

本業務の実施にあたっては、次の条件を満たし、迅速かつ安全に業務が履行出来る当該業者を選定しました。

- (1) 短期間でのデータプログラムの作成及び判定対応が可能であること
- (2) ホストコンピュータの機能や運用方法について熟知していること
- (3) 税務システムの仕様について熟知していること

9 所管課

健康福祉局総務課